

215933  
昭和25年10月18日

U



謹啟陳、余總督李鴻章、手簡ヲ携ヘ天津ヨリ直航ノ汽船、搭シテ去ニ十六日ヲ以テ神戸ニ着シ同日夕刻知事ニ向テ余ノ來着、趣シ閣下ニ電報シ併セテ余カ携帶ノ手簡ヲ親シク閣下ニ奉呈スルノ機會シ典ヘラレシコトヲ閣下ニ問合セテレシコトヲ請ヘリ且又昨日知事ヨリ來書ニ接シ余カ委任ヲ受ケタル事件ノ要領ニ關シテ返書ヲ呈シ置ケリ  
今日ニ至ルマテ來タ何等回答シ得スト雖事態

31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69



甚<sup>タ</sup>切迫スルシ以テ余ハ茲ニ總督ノ手簡<sup>シ</sup>封  
入シテ閣下ニ奉呈ス閣下ハ此ノ手簡ニ依テ  
領知セラル、如ク余カ今圓派遣セラレタル目的  
ハ日本ハ清國ヲシテ平和ヲ圓復セシムヘキヤ若  
シ然ラハ如何ナル要件ヲ以テ現時ノ不<sup>ト</sup>幸<sup>ト</sup>交  
戦ヲ結了スルヲ得ヘキヤニ付キ閣下ノ高見ヲ  
聞カントスルミ在リ

閣下若シ本書若クハ余ノ前信ニ對シテ談判  
ノ基礎トナルヲ得ヘキ返信ヲ惠典セラルニ  
於テハ余ハ直ニ電文ヲ以テ其ノ要領ヲ李

總督閣下ニ報告シテ清國皇帝陛下ヘ之奏  
上シ以テ講和條約ニ對スル準備規約ニ調  
印スルノ全權ヲ同陛下ヨリ受クヘシ

余ハ敢テ閣下カ總督ノ手簡并ニ本書ニ記載  
スル諸要点ニ付キ考慮ヲ加ヘラレシコトヲ請シト  
ス余ハ將ニ本タラヒテ神戸ヲ出發セントス然レト  
モ余ハ猶返信ヲ得シコトヲ期シ且閣下ノ命ヲ  
聞カシコトヲ欲スルシ以テ清國ニ向テ歸途ニ就ク  
ノ前禮祐号シシテ九月廿九日正午ヨリ同三十日  
正午ニ至ルマテ神戸馬關間汽船航路中釣

島燈臺、北怒和島、南方ニ於テ碇泊セシ  
ムヘシ敬具

一千八百九十四年 神戸ニ於テ

特派員 天津稅務司 デトリング

日本内閣總理大臣伊藤伯閣下

伊藤博文文書

